

学生の皆さん
ご存じですか？

国民年金 学生納付特例制度

平成19年度の保険料額
月額 14,100円
(前年度比240円増)

今年度の保険料額は上記のとおりです。納付には、割引のある前納制度（納付書による現金納付、口座振替）をぜひご利用ください。

【学生納付特例制度とは】

20歳以上のかたは必ず加入していたのが国民年金ですが、「学生なので収入がなく、国民年金保険料を払うのが難しい」というかたのために、社会に出てから後払いできる制度です。

【対象となるかた】

各種学校で1年以上の課程に在籍しているかたです。
※前年所得による制限があります。対象外の学校（海外の大学など）があります。

【承認期間】

4月から翌年の3月です。申請が遅れた場合でも4月までさかのぼることができません。申請は毎年度必要です。

【承認されると】

10年間まで納付が猶予され、その期間内であればさかのぼって納付（追納）することができ、（通常は2年以内）

また、猶予を受けた期間も障害基礎年金や遺族基礎年金の受

給資格期間に合算されます。届け出をせず保険料を未納のままにすると、けがや病気による障害や死亡といった不測の事態に保障が受けられない場合があります。

【届け出に必要なもの】

学生証や在学証明書または修業年限が1年以上の課程であることを証明するもの（写し可）

◆ご注意ください

納付猶予期間は受給資格期間（最低25年以上）には算入されませんが、追納しないと年金受給額には反映されません。追納する保険料には、経過した期間に応じた加算額が上乘せされます。経過期間が長いほど加算額が高くなります。

【問合せ】

秩父社会保険事務所

☎22-4425

住民福祉課国保年金係

☎62-11230 内線102

離婚時の厚生年金

分割制度が導入されました

分割制度とは

平成19年4月1日以降に離婚された場合、その婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録を、当事者間で合意した割合に基づき分割することができ、分割を受けられたかたは、ご自分の支給開始年齢から、分割後の厚生年金の保険料納付記録に基づく老齢厚生年金を受給することになります。

◆ご注意ください

①老齢厚生年金を受給するためには、ご自分の年金加入期間（分割を受けた期間を除く）が、原則25年以上必要です。
②当事者の合意または裁判手続きにより年金分割割合（50%上限）を定める必要があります。

③年金分割は、原則として、離婚をした日の翌日から2年内に請求する必要があります。

問合せ 秩父社会保険事務所

☎22-4425

町の税金が郵便局でも納められます！

平成19年度分から、町税を郵便局で納められるようになりました。

郵便局で納付できる税金は、

- ・固定資産税
- ・町民税・県民税
- ・国民健康保険税の3つです。

※軽自動車税は、平成20年度分からの予定です。

また、納税通知書に口座振替の申込用紙を添付するようにしました。便利で安心な口座振替もぜひご利用ください。

問合せ ☎62-1230

税務課賦課係 内線141
住民福祉課国保年金係 内線102

子育て家庭優待制度

協賛店舗
募集



この制度は、中学生までのお子さんや妊婦さんのいる家庭を対象に「パパ・ママ応援ショップ優待カード」を配布し、優待カードを県内の協賛店舗などに提示することにより、商品の割引・ポイントの加算などの特典を受けられる制度です。

県では、この制度の趣旨にご賛同いただける協賛店舗を募集しています。

申込み

申込書に所定の事項を記入し、5月31日(木)までに住民福祉課へ
☎62-11230 内線108
FAX 62-2791

※申込書は住民福祉課窓口で配布しています。申し込みはFAXでも受け付けます。